

学校給食についての大切なお知らせです

福山市教育委員会では、2025 年度（令和 7 年度）から、学校給食費の公会計化を行います。このため、学校給食費は口座振替で福山市教育委員会へ直接納付していただくこととなり、必要な手続きをお願いすることになりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 公会計化の目的

- ①給食費の集金・管理業務を教育委員会が担うことで、教職員の業務負担を軽減します。
- ②口座振替できる金融機関が増え、お支払いの利便性が向上します。
- ③市の予算に計上することで給食の安定提供につなげるとともに、会計の透明性がより向上します。

2. 必要となる手続き

（1）学校給食申込書

対象者：全児童生徒

（給食費の集金を教育委員会が行うことになるため、改めて提出をお願いします。）

（2）口座振替手続き

①現在、給食費を口座振替でお支払いしている方

学校給食費のお支払いに使用されている振替口座を、公会計化後も引き続き使用できるよう金融機関と調整しています。引き続き使用できる場合は、学校と教育委員会とで口座情報を共有しますので、改めて口座振替の手続きは必要ありません。口座情報を引き続き使用できない場合は、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要となります。

②現在、給食費を口座振替以外の方法でお支払いしている方

新たに金融機関で口座振替の手続きをしていただく必要があります。必要となる書類は改めてお知らせします。

3. 今後のスケジュール（予定）

手続きの詳細については、各学校を通してご案内いたします。

1 月中旬以降：学校給食申込書の提出依頼（全児童生徒）

2 月中旬以降：口座振替登録依頼書の提出依頼（必要な場合のみ）

〈給食費の公会計化に関するお問い合わせ先〉

福山市教育委員会 学校保健課（給食担当）

084-928-1309

学校給食費の公会計化Q & A

Q. 公会計化後の支払い方法はどのようになりますか？

A. 市指定金融機関からの口座振替によるお支払いをお願いします。また、口座振替手数料は、市が負担します。

Q. 現在も口座振替で支払っていますが、手続きをする必要がありますか？

A. 既に口座振替で支払っている保護者の皆様は、手続きを行っていただく必要がないよう各金融機関と調整しています。再度、口座振替手続きが必要な方には別途、手続きを依頼する場合があります。

Q. 口座振替の手続きをしなかったら、どうなりますか？

A. 教育委員会から送付される「納付書」により、納付していただくこととなります。なお、還付金が発生した場合には、還付に口座情報が必要となるので、口座振替によるお支払いにご協力ください。

Q. 納付が困難な場合は、どうすれば良いですか？

A. 一定の要件に該当する場合、就学援助制度の適用があります。
学校か教育委員会学事課（084-928-1169）にご相談ください。

Q. 滞納した場合は、どうなりますか？

A. 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付します。それでもお支払いが確認できない時は、法的措置など適切に対処させていただくこともあります。

Q. 学年費などの支払いはどうなりますか？

A. 給食費以外の学年費などは、引き続き、各学校にお支払いいただくこととなります。